

東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：事務組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(定義)	(定義)
第2条 1 〔省略〕	第2条 1 〔省略〕
2 この規則で「文書担当係」とは，総務課法規・文書係又は各課の庶務担当係（附属学校にあっては，当該地区の事務係）をいう。	2 この規則で「文書担当係」とは，総務課文書係又は各課の庶務担当係（附属学校にあっては，当該地区の事務係）をいう。
〔省略〕	3 この規則で「各部局課名，各部課，各課，所掌課，他の課，関係課，起案課，合議課，保存課，課名，課長及び課」の課とは，室を含めていう。
〔省略〕	〔省略〕
(発送準備及び発送)	(発送準備及び発送)
第28条 発信文書の発送準備は，起案課（係）が行う。	第28条 発信文書の発送準備は，起案課（係）が行う。
2 発送は，総務課法規・文書係が行う。	2 発送は，総務課文書係が行う。
〔省略〕	〔省略〕
別表	別表
総 務 課 に 属 す る も の 東学芸総第 号	総 務 課 に 属 す る も の 東学芸総第 号
企 画 課 に 属 す る も の 東学芸企第 号	企 画 課 に 属 す る も の 東学芸企第 号
人 事 課 に 属 す る も の 東学芸人第 号	人 事 課 に 属 す る も の 東学芸人第 号
学 系 支 援 課 に 属 す る も の 東学芸支第 号	<u>社 会 連 携 課 に 属 す る も の</u> 東学芸社第 号
附 属 学 校 課 に 属 す る も の 東学芸附第 号	<u>国 際 交 流 課 に 属 す る も の</u> 東学芸国流第 号
財 務 課 に 属 す る も の 東学芸財第 号	学 系 支 援 課 に 属 す る も の 東学芸支第 号
経 理 課 に 属 す る も の 東学芸経第 号	附 属 学 校 課 に 属 す る も の 東学芸附第 号
契 約 課 に 属 す る も の 東学芸契第 号	財 務 課 に 属 す る も の 東学芸財第 号
<u>監 査 課</u> に 属 す る も の 東学芸監第 号	経 理 課 に 属 す る も の 東学芸経第 号
学 務 課 に 属 す る も の 東学芸学務第 号	契 約 課 に 属 す る も の 東学芸契第 号
学 生 サ ー ビ ス 課 に 属 す る も の 東学芸学サ第 号	<u>監 査 室</u> に 属 す る も の 東学芸監第 号
入 試 課 に 属 す る も の 東学芸入第 号	学 務 課 に 属 す る も の 東学芸学務第 号

国際課に属するもの	東学芸国際第 号
大学院課に属するもの	東学芸院第 号
施設企画課に属するもの	東学芸施企第 号
保全課に属するもの	東学芸保第 号
情報管理課に属するもの	東学芸管第 号
情報サービス課に属するもの	東学芸情サ第 号
総合教育科学系に属するもの	東学芸総合第 号
人文社会科学系に属するもの	東学芸人文第 号
自然科学系に属するもの	東学芸自然第 号
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号
環境教育実践施設に属するもの	東学芸環第 号
教育実践研究支援センターに属するもの	東学芸実第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保第 号
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
有害廃棄物処理施設に属するもの	東学芸有第 号
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号

〔省略〕

様式第3

(表) 東京学芸大学原議書

完結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東学芸 第 号
発送	平成 年 月 日		平成 年 月 日

学生サービス課に属するもの	東学芸学サ第 号
入試課に属するもの	東学芸入第 号
留学生課に属するもの	東学芸留第 号
大学院課に属するもの	東学芸院第 号
施設企画課に属するもの	東学芸施企第 号
施設整備課に属するもの	東学芸施設第 号
情報管理課に属するもの	東学芸管第 号
情報サービス課に属するもの	東学芸情サ第 号
総合教育科学系に属するもの	東学芸総合第 号
人文社会科学系に属するもの	東学芸人文第 号
自然科学系に属するもの	東学芸自然第 号
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第 号
環境教育実践施設に属するもの	東学芸環第 号
教育実践研究支援センターに属するもの	東学芸実第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留セ第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保第 号
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号
有害廃棄物処理施設に属するもの	東学芸有第 号
現職教員研修支援センターに属するもの	東学芸現第 号

〔省略〕

様式第3

(表) 東京学芸大学原議書

完結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東学芸 第 号
発送	平成 年 月 日		平成 年 月 日

照合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)				決裁	平成 年 月 日
浄書	平成 年 月 日					起案	平成 年 月 日
情 報 公 開 区 分		公開・非公開(秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)					
文 書 保 存 期 間		永年 30年 10年 5年 3年 1年					
(収受文書発信年月日) 平成 年 月 日				(収受文書記号番号) 第 号			
(受信者)				(発信者)			
(件 名)							
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。							
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
部局長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	専門員	係長・専門職員	起 案
							課 係 内()
(合 議)							
							整理 番号

(裏) 〔省略〕

附 則
この規則は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

照合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)				決裁	平成 年 月 日
浄書	平成 年 月 日					起案	平成 年 月 日
情 報 公 開 区 分		公開・非公開(秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)					
文 書 保 存 期 間		永年 30年 10年 5年 3年 1年					
(収受文書発信年月日) 平成 年 月 日				(収受文書記号番号) 第 号			
(受信者)				(発信者)			
(件 名)							
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。							
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
部局長	部 長	課長・室長	補 佐	専門員	係長・専門職員	起 案	
						課・室 係 内()	
(合 議)							整理 番号

(裏) 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行			
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長をいう。 〔省略〕		〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 <u>事務局</u> 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長 <u>及び室長</u> をいう。 〔省略〕			
別表第2 (共通)		別表第2 (共通)			
事 項	名 義 者	専 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者
(1)～(9) 〔省略〕			(1)～(9) 〔省略〕		
(10)超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令及び公務外出勤務命令に関する文書			(10)超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令及び公務外出勤務命令に関する文書		
教 育 職 員	学 長	部局の長又は 附 属 学 校 長	教 育 職 員	学 長	部局の長又は 附 属 学 校 長
(部局の長及び附属学校運営参事を除く。)			(部局の長及び附属学校運営参事を除く。)		
課長以上の事務職員	学 長	直 属 の 上 司	課長 <u>及び室長</u> 以上の事務職員	学 長	直 属 の 上 司
(事務局長を除く。)			(事務局長を除く。)		
上 記 以 外 の 職 員	学 長	附 属 学 校 長 又は主管課長	上 記 以 外 の 職 員	学 長	附 属 学 校 長 又は主管課長
(11)～(13) 〔省略〕			(11)～(13) 〔省略〕		
〔省略〕		〔省略〕			
附 則		〔省略〕			
この規則は，平成17年4月11日から施行し，平成17年4月1日から適用する。					

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （公印の作成等） 第4条 部局の長は、当該部局に係る公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印作成（改刻・廃止）申請書（様式第1）を学長に提出し、その承認を得なければならない。 2 部局の長は、前項の承認を得て公印を作成し、又は改刻したときは、公印簿（様式第2）を正・副各一通作成し、正を学長に提出するものとする。 3 廃止した公印は、総務課<u>法規・文書係</u>において廃止の日から5年間保存するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （公印の作成等） 第4条 部局の長は、当該部局に係る公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印作成（改刻・廃止）申請書（様式第1）を学長に提出し、その承認を得なければならない。 2 部局の長は、前項の承認を得て公印を作成し、又は改刻したときは、公印簿（様式第2）を正・副各一通作成し、正を学長に提出するものとする。 3 廃止した公印は、総務課<u>文書係</u>において廃止の日から5年間保存するものとする。 〔省略〕

改 正					現 行				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	国立大学法人東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	組 織 印	国立大学法人東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課 <u>文書</u> 係長
	東京学芸大学	30				東京学芸大学	30		
	大学院連合学校教育学研究科	30				大学院連合学校教育学研究科	30		
	附属図書館	28				附属図書館	28		
	附属世田谷小学校	25		当該地区の事務係長		附属世田谷小学校	25		当該地区の事務係長
	附属小金井小学校	25				附属小金井小学校	25		
	附属大泉小学校	25				附属大泉小学校	25		
	附属竹早小学校	25				附属竹早小学校	25		
	附属世田谷中学校	25	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者		附属世田谷中学校	25	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者
	附属小金井中学校	25				附属小金井中学校	25		
	附属大泉中学校	25				附属大泉中学校	25		
	附属竹早中学校	25				附属竹早中学校	25		
	附属高等学校	25		事務係長		附属高等学校	25		事務係長
	附属養護学校	25		事務係長		附属養護学校	25		事務係長
	附属幼稚園	25	園 長	副園長		附属幼稚園	25	園 長	副園長

役 職 印	国立大学法人東京学芸大学 長	30	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	国立大学法人東京学芸大学 長	30	総務部総務課長	総務課文書係長
	東京学芸大学長	30			東京学芸大学長	30		
	大学院連合学校教育 学研究科長	30			大学院連合学校教育 学研究科長	30		
	事務局長	30			事務局長	30		
	総務部長	23			総務部長	23		
	総務課長	20			総務課長	20		
	企画課長	20			企画課長	20		
	人事課長	20			人事課長	20		
					<u>社会連携課長</u>	<u>20</u>		
					<u>国際交流課長</u>	<u>20</u>		
	学系支援課長	20			学系支援課長	20		
	附属学校課長	20			附属学校課長	20		
	財務部長	23			財務部長	23		
	財務課長	20			財務課長	20		
	経理課長	20			経理課長	20		
	契約課長	20			契約課長	20		
	<u>監査課長</u>	<u>20</u>			<u>監査室長</u>	<u>20</u>		
	学務部長	23			学務部長	23		
	学務課長	20			学務課長	20		
	学生サービス課長	20			学生サービス課長	20		
	入試課長	20			入試課長	20		
	<u>国際課長</u>	<u>20</u>			<u>留学生課長</u>	<u>20</u>		
	大学院課長	20			大学院課長	20		
	施設マネジメント部長	23			施設マネジメント部長	23		
	施設企画課長	20			施設企画課長	20		
	<u>保全課長</u>	<u>20</u>			<u>施設整備課長</u>	<u>20</u>		
	附属図書館長	30			附属図書館長	30		
	学術情報部長	23			学術情報部長	23		
	情報管理課長	20			情報管理課長	20		
	情報サービス課長	20			情報サービス課長	20		
役 職 印	総合教育科学系長	27	学系支援課長	総合教育系事務係長	総合教育科学系長	27	学系支援課長	総合教育系事務係長
	人文社会科学系長	27		人文社会科学系事務係長	人文社会科学系長	27		人文社会科学系事務係長
	自然科学系長	27		自然科学系事務係長	自然科学系長	27		自然科学系事務係長
	芸術・スポーツ科学系長	27		芸術・スポーツ科学系 事務係長	芸術・スポーツ科学系長	27		芸術・スポーツ科学系 事務係長
	環境教育実践施設長	23		施設・センター事務係長	環境教育実践施設長	23		施設・センター事務係長
	教育実践研究支援センター 長	23		施設・センター事務係長	教育実践研究支援センター 長	23		施設・センター事務係長

留学生センター長	23	<u>国際課長</u>	<u>国際教育事業係長</u>	留学生センター長	23	<u>留学生課長</u>	<u>留学生センター係長</u>
国際教育センター長	23	<u>国際課長</u>	<u>国際教育事業係長</u>	国際教育センター長	23	<u>国際教育センター長</u>	<u>国際教育センター係長</u>
教員養成カリキュラム開発 研究センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務係長	教員養成カリキュラム開発 研究センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務係長
保健管理センター所長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	保健管理センター所長	23	総務部総務課長	総務課文書係長
情報処理センター長	23	<u>情報管理課長</u>	<u>情報基盤係長</u>	情報処理センター長	23	<u>学系支援課長</u>	<u>施設・センター事務係長</u>
放射性同位元素総合実験施 設長	23	学系支援課長	自然科学系事務係長	放射性同位元素総合実験施 設長	23	学系支援課長	自然科学系事務係長
有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長	総務課法規・文書係長	有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長	総務課文書係長
附属世田谷小学校長	23		当該地区の庶務事係長	附属世田谷小学校長	23		当該地区の庶務事係長
附属小金井小学校長	23			附属小金井小学校長	23		
附属大泉小学校長	23			附属大泉小学校長	23		
附属竹早小学校長	23			附属竹早小学校長	23		
附属世田谷中学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事担当 者	附属世田谷中学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事担当 者
附属小金井中学校長	23			附属小金井中学校長	23		
附属大泉中学校長	23			附属大泉中学校長	23		
附属竹早中学校長	23		当該地区の事務係長	附属竹早中学校長	23		当該地区の事務係長
附属高等学校長	23		事務係長	附属高等学校長	23		事務係長
附属養護学校長	23		事務係長	附属養護学校長	23		事務係長
附属幼稚園長	23	園長	副園長	附属幼稚園長	23	園長	副園長
様式第1～様式第3〔省略〕				様式第1～様式第3〔省略〕			

東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正		現 行	
(設置) 第1条 別表左欄に掲げる組織の単位ごとに勤務時間管理員を置き，同表右欄に掲げる者をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規則は，平成17年4月11日から施行し，平成17年4月1日から適用する。		(設置) 第1条 別表左欄に掲げる組織の単位ごとに勤務時間管理員を置き，同表右欄に掲げる者をもって充てる。 〔省略〕	
別表		別表	
組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者	組 織 の 単 位	勤 務 時 間 管 理 員 と な る 者
総 務 課	総 務 係 長	総 務 課	総 務 係 長
企 画 課	企 画 係 長	企 画 課	企 画 係 長
人 事 課	人 事 係 長	人 事 課	人 事 係 長
学 系 支 援 課	事 務 係 長	社 会 連 携 課	社 会 連 携 係 長
附 属 学 校 課	総 務 係 長	国 際 交 流 課	国 際 企 画 係 長
財 務 課	総 務 係 長	学 系 支 援 課	事 務 係 長
経 理 課	管 理 係 長	附 属 学 校 課	総 務 係 長
契 約 課	契 約 第 一 係 長	財 務 課	総 務 係 長
監 査 課	専 門 職 員 (業 務 監 査 担 当)	経 理 課	管 理 係 長
学 務 課	総 務 係 長	契 約 課	契 約 第 一 係 長
学 生 サ ー ビ ス 課	厚 生 企 画 係 長	監 査 室	専 門 職 員 (業 務 監 査 担 当)
入 試 課	大 学 院 入 試 係 長	学 務 課	総 務 係 長
国 際 課	国 際 企 画 係 長	学 生 サ ー ビ ス 課	厚 生 企 画 係 長
大 学 院 課	修 士 課 程 係 長	入 試 課	大 学 院 入 試 係 長
施 設 企 画 課	総 務 係 長	留 学 生 課	留 学 生 係 長
保 全 課	総 括 保 全 係 長	大 学 院 課	修 士 課 程 係 長
情 報 管 理 課	総 務 係 長	施 設 企 画 課	総 務 係 長
情 報 サ ー ビ ス 課	資 料 サ ー ビ ス 係 長	施 設 整 備 課	施 設 計 画 係 長

各学系	学系支援課各学系事務係長	情報管理課	総務係長
環境教育実践施設	学系支援課施設・センター事務係長	情報サービス課	資料サービス係長
教育実践研究支援センター	学系支援課施設・センター事務係長	各学系	学系支援課各学系事務係長
留学生センター	国際課国際企画係長	環境教育実践施設	学系支援課施設・センター事務係長
国際教育センター	国際課国際教育事業係長	教育実践研究支援センター	学系支援課施設・センター事務係長
教員養成加計開発研究センター	学系支援課施設・センター事務係長	留学生センター	留学生課留学生係長
保健管理センター	学生サービス課厚生企画係長	国際教育センター	国際交流課国際企画係長
情報処理センター	情報管理課情報基盤整備室情報基盤係長	教員養成加計開発研究センター	学系支援課施設・センター事務係長
各附属小学校	附属学校課各地区事務係長	保健管理センター	学生サービス課厚生企画係長
各附属中学校（附属竹早中学校を除く。）	附属学校課各地区事務係（竹早地区事務係を除く。）給与事務担当者	情報処理センター	学系支援課施設・センター事務係長
附属竹早中学校	附属学校課竹早地区事務係長	各附属小学校	附属学校課各地区事務係長
附属高等学校	附属学校課高等学校事務係長	各附属中学校（附属竹早中学校を除く。）	附属学校課各地区事務係（竹早地区事務係を除く。）給与事務担当者
附属養護学校	附属学校課養護学校事務係長	附属竹早中学校	附属学校課竹早地区事務係長
附属幼稚園（小金井園舎）	附属学校課小金井地区事務係長	附属高等学校	附属学校課高等学校事務係長
附属幼稚園（竹早園舎）	附属学校課竹早地区事務係長	附属養護学校	附属学校課養護学校事務係長
附属高等学校大泉校舎	附属学校課大泉地区事務係給与事務担当者	附属幼稚園（小金井園舎）	附属学校課小金井地区事務係長
注）附属学校に勤務する事務系職員の勤務時間管理は、当該附属学校の勤務時間管理員が行う。		附属幼稚園（竹早園舎）	附属学校課竹早地区事務係長
		附属高等学校大泉校舎	附属学校課大泉地区事務係給与事務担当者
		注）附属学校に勤務する事務系職員の勤務時間管理は、当該附属学校の勤務時間管理員が行う。	